

広島市食育啓発用物品貸出要領

1 目的

この要領は、広島市食育推進計画に基づき、食育推進の担い手による取組を更に充実させることにより、本市における食育を推進するため、食育推進活動に必要な食育啓発用物品（以下「物品」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 貸出物品

貸出しする物品は、別紙のとおりとする。

3 貸出機関

物品の貸出しは、広島市健康福祉局保健部健康推進課（広島市食育推進会議事務局）が行う。

4 貸出対象

物品の貸出しを受けることができる者は、ひろしま食育ネットワーク参加団体、関係行政機関、学校又は保育園等のほか、貸出機関が適当と認めるものとする。

5 貸出条件

物品の貸出しは、次に掲げる条件を全て満たすものについて行うものとする。

- (1) 当該物品が、食育推進活動の実施に必要なものであること。
- (2) 当該物品を使用する食育推進活動が、営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利するものでないこと。
- (3) 貸出期間が、1週間以内であること。ただし、貸出機関がやむを得ないと認める場合は、活動に必要な最小限の期間とする。
- (4) 広島市食育推進会議の事業に支障を及ぼさないものであること。

6 貸出・返却方法

- (1) 物品の貸出しを受けようとする者は、所定の申請書を貸出機関宛てに提出するものとする。
- (2) 申請書の提出があった場合、貸出機関は、前項の申請書の記載内容が4及び5の規定に適合するか審査のうえ、当該物品の貸出しの適否を決定し、書面により通知する。
- (3) 貸出しの決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、貸出機関に貸出許可通知書を持参のうえ、借受書を提出し、当該物品の貸出しを受けることとする。
- (4) 借受者は、貸出許可通知書に記載された貸出期間内に、貸出機関に当該物品を返却することとする。

7 貸出費用

物品の貸出しに係る使用料は、無償とする。

ただし、当該物品の貸出しから返却までに要する費用及び当該物品の使用に伴い必要な光熱水費、消耗品等に係る費用は、借受者が負担するものとする。

8 貸出許可の取消し

借受者が貸出条件に違反したときは、貸出しを取り消すことができるものとする。

9 物品の毀損又は紛失

借受者が、貸出しを受けた物品を毀損し又は紛失した場合は、借受者の責任により修繕し、又は弁償することとする。

10 免責事項

貸出機関は、物品の貸出しにより借受者が被った損害及び当該物品により第三者が被った損害については、その補償の責めを負わない。

11 その他必要事項

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成23年5月27日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。